

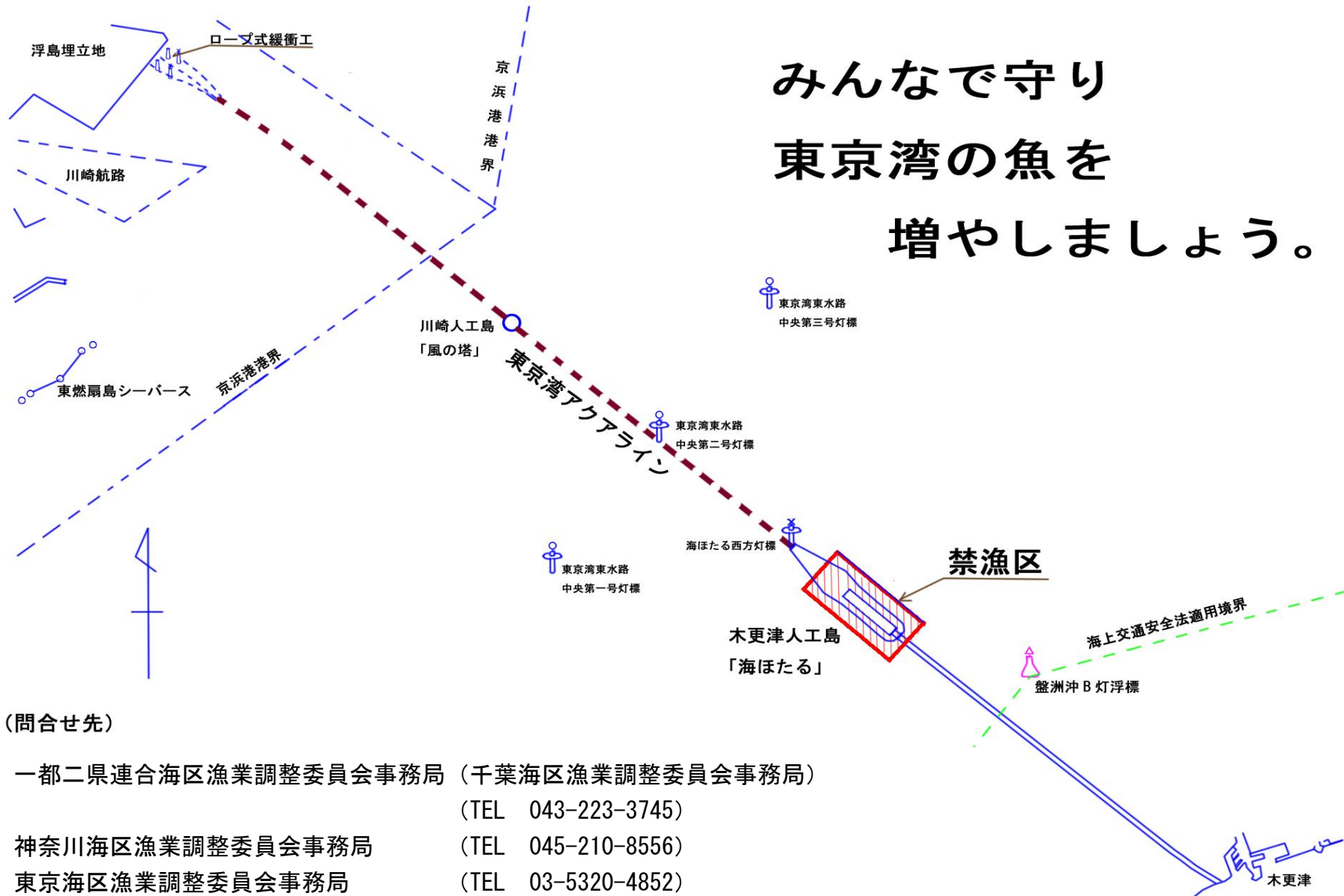
令和6年度第2回千葉県水産振興審議会 海面利用調整部会の 開催結果について

- 1 開催日時 令和7年1月24日（金）午後2時30分から午後3時30分まで
 - 2 開催場所 千葉県庁南庁舎4階 収用委員会審理室
 - 3 出席委員 平野裕敏、北澤直諒、豊倉利美、鱸居正悟、坂下隆一、小林浩美、大和義久（敬称略）（委員9名中7名出席）
 - 4 議事概要
 - （1）東京湾横断道路木更津人工島「海ほたる」周辺海域における水産動植物の採捕及び遊漁船業の禁止に係る一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号の発出について【別添資料1】
 - ・事務局から資料の朗読及び説明、水産課から補足説明が行われた。
 - ・委員全員の賛成により、原案に異議ない旨、決議された。
-

令和7年度第1回千葉県水産振興審議会 海面利用調整部会の 開催結果について

- 1 開催日時 令和7年6月20日（金）午後2時30分から午後3時40分まで
- 2 開催場所 千葉県庁南庁舎4階 収用委員会審理室
- 3 出席委員 平野裕敏、北澤直諒、鱸居正悟、土井広美、坂下隆一、小林浩美、大和義久、渡邊美恵子（敬称略）（委員9名中8名出席）
- 4 議事概要
 - （1）遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について【別添資料2】
 - ・事務局から資料の朗読及び説明、水産課から補足説明が行われた。
 - ・委員全員の賛成により、原案に異議ない旨、決議された。
 - （2）千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルールについて【別添資料3】
 - ・事務局から資料の朗読及び説明、水産課から補足説明が行われた。
 - ・委員全員の賛成により、原案に異議ない旨、決議された。
 - （3）遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について【別添資料4】
 - ・事務局から資料の朗読及び説明、水産課から補足説明が行われた。
 - ・委員全員の賛成により、原案に異議ない旨、決議された。

みんなで守り 東京湾の魚を 増やしましょう。



(問合せ先)

一都二県連合海区漁業調整委員会事務局 (千葉海区漁業調整委員会事務局)

(TEL 043-223-3745)

神奈川県漁業調整委員会事務局

(TEL 045-210-8556)

東京海区漁業調整委員会事務局

(TEL 03-5320-4852)

※この禁漁区は、一都二県連合海区漁業調整委員会指示第17号により設定されたものです。

木更津人工島「海ほたる」周辺海域は禁漁区となっています

木更津人工島「海ほたる」の周囲は穏やかな斜面となっているため、魚類の産卵や稚魚の成育に適しています。

そこで、水産動植物の繁殖保護を図るため、木更津人工島「海ほたる」の周辺海域を禁漁区としました。

ここでは、漁業・遊漁とも、すべての水産動植物の採捕が禁止です。

また、この禁漁区への遊漁の案内（船舶により乗客を案内して水産動植物を採捕させること）も禁止です。

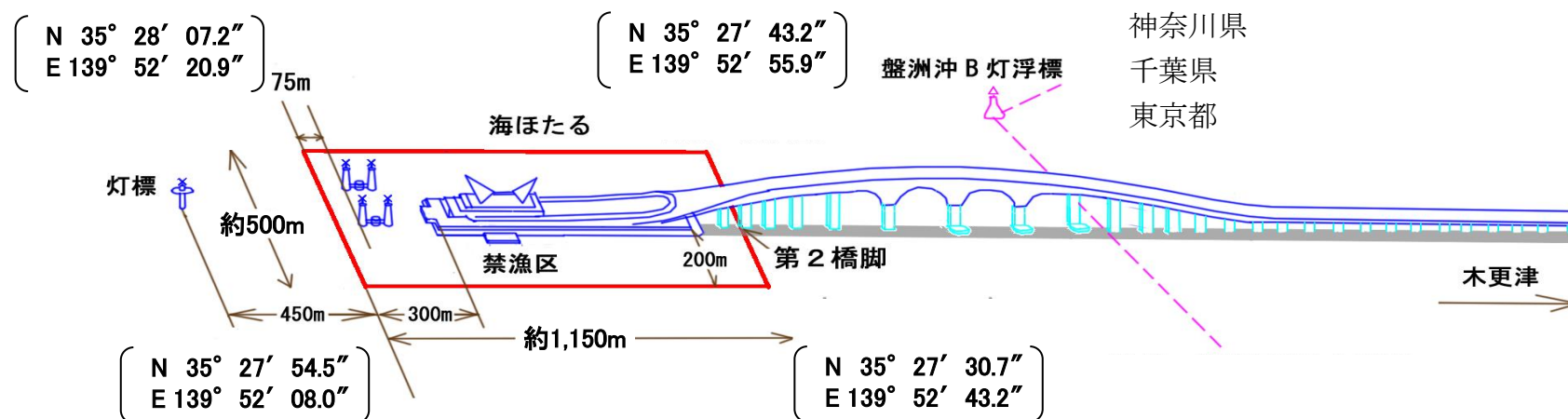
令和7年3月1日

一都二県連合海区漁業調整委員会

神奈川県

千葉県

東京都



船釣りをする遊漁者の皆さんへ

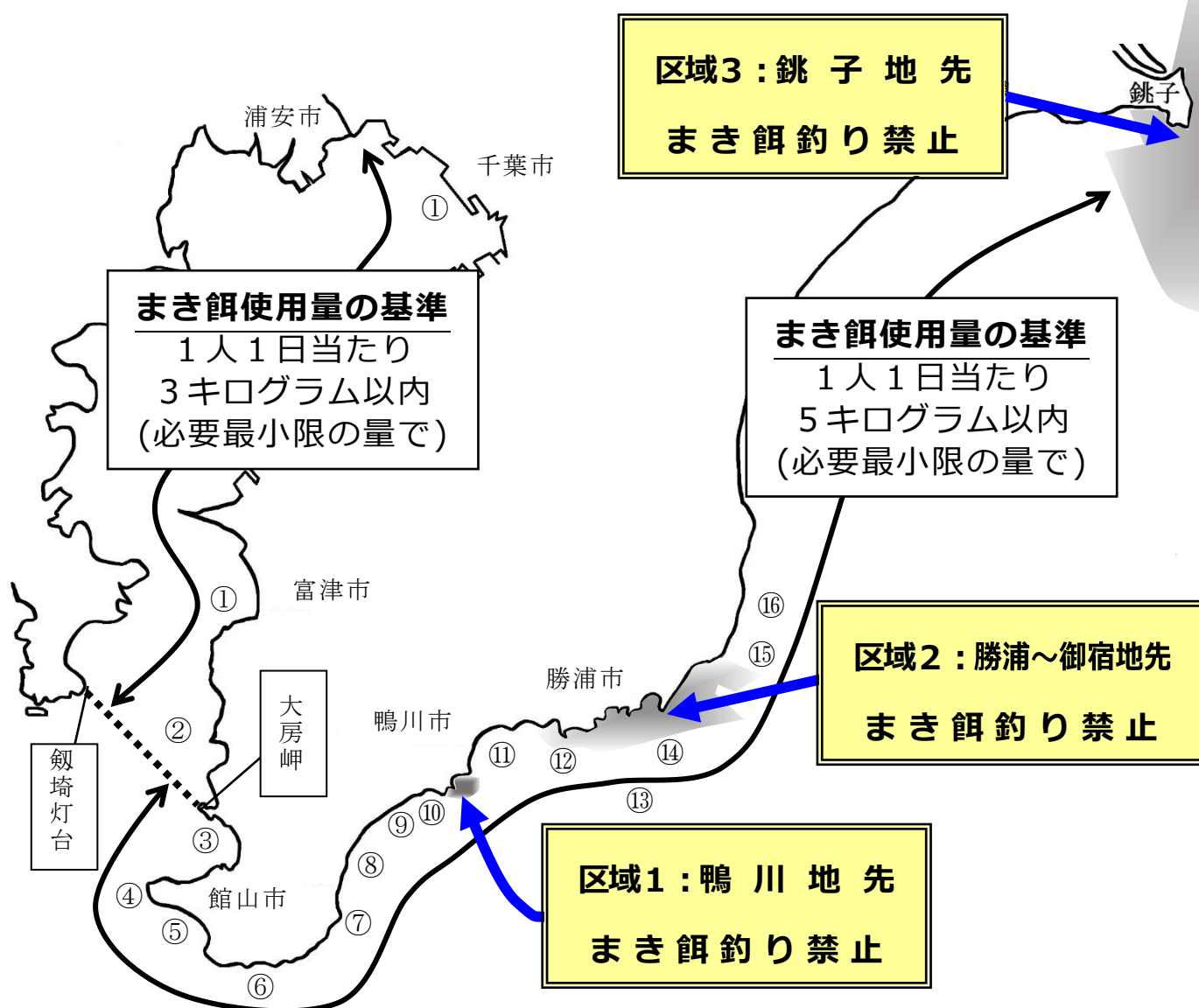
千葉県海には、船釣りのルールがあります。

千葉海区漁業調整委員会指示＜下図＞

1. 下図の1、2、3の区域において、
船舶を使用した遊漁のまき餌釣りは禁止されています。
2. 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合、
1人1日当たりのまき餌の使用量は、下図のとおり制限されています。

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール＜裏面＞

①から⑯の地区では、遊漁をする際の具体的なルールがあります。



- ！ 原則、船室外にいるすべての乗船者にライフジャケットの着用が義務化されました。
- ！ 漁業者の網に切れた釣り針等が絡まり、けがや網の破損被害が発生しています。
残ったまき餌や釣り糸、針は各自持ち帰り、海をきれいに保ちましょう。

千葉県水産振興審議会海面利用調整部会推奨ルール一覧表

令和 7 年 8 月 1 日現在

地区名	内 容	地区名	内 容
① 浦安 ～富津	1 遊漁船業者は、のり漁業者の操業に妨げとなるのり養殖施設並びに施設付近に利用者を案内しない。 2 大佐和、天羽地先では、タイ釣りにはまき餌を使用しない。	⑧ 和田 (南房総市)	1 遊漁の操業に際し、漁業者の固まりより一定の間隔を空け、漁業者の操業を妨害するような操業をしてはならない。 2 遊漁を営む時間は次のとおりとする。 (1)出港時間 夜明け (2)入港時間 午後 1 時(漁場終了) ただし、アジ釣り、赤イカ釣りに限り午後の遊漁を営むことができる。 3 休業日は漁業者と同じく漁協の規定(毎月第 1、第 3 土曜日、お盆、正月及び地元の祭礼日等)に従うものとする。
② 天羽 (富津市)	西根※を中心とする半径 0.5 マイルの海域では、オキアミ、アミコマセ、ミンチを使用するまき餌釣りは禁止する。 ※西根の緯度経度 (日本測地系)北緯 35° 10.668′、東経 139° 46.800′ (世界測地系)北緯 35° 10.866′、東経 139° 46.607′	⑨ 江見 (鴨川市)	1 遊漁船のまき餌は午前 6 時～正午までとする。 2 遊漁船のイワシ生き餌釣りは、全面禁止とする。
③ 船形 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第 1 土曜日、正月、お盆及び地元の祭礼日とする。 2 利用者が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長 20 センチメートル以下のマダイ (2) 全長 30 センチメートル以下のヒラメ	⑩ 吉浦・天面 (鴨川市)	遊漁船の生き餌釣りは、全面禁止とする。
④ 西岬 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第 4 水曜日、正月、お盆及び地元の祭礼日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を 11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。なお、毎年継続してヒラメ稚魚を放流している場所は禁漁とする。 3 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長 20 センチメートル以下のマダイ (2) 全長 30 センチメートル以下のヒラメ 4 次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内におけるマダイ釣りにおいては、1 月から 6 月までの期間、オキアミコマセ釣りは禁止する。 ア 北緯 34° 58.499′、東経 139° 46.006′ の点 イ 北緯 34° 59.306′、東経 139° 45.903′ の点 ウ 北緯 34° 59.231′、東経 139° 44.062′ の点 エ 北緯 34° 57.625′、東経 139° 43.947′ の点 オ 北緯 34° 57.925′、東経 139° 45.210′ の点 (注) 緯度経度は世界測地系	⑪ 太海 (鴨川市)	遊漁船は、5 月 1 日～9 月 30 日まで、イワシ生き餌釣りは、禁止とする。
⑤ 相浜・布良 (館山市)	1 休業日は、基本的に毎月第 4 水曜日とする。 2 ヒラメを対象とした操業については、期間を 11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。 3 1 月から 6 月末まで、オキアミ禁止。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1) 全長 20 センチメートル以下のマダイ (2) 全長 30 センチメートル以下のヒラメ	⑫ 小湊 (鴨川市)	次の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域内における船舶(無動力船を含む。)によるまき餌釣りは禁止。 ア 漁業権基点南 73 号 (鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱) イ 北緯 35° 06.277′、東経 140° 12.784′ の点 ウ 北緯 35° 06.218′、東経 140° 12.534′ の点 エ 北緯 35° 06.207′、東経 140° 12.049′ の点 オ 北緯 35° 06.651′、東経 140° 11.106′ の点 カ 漁業権基点南 72 号の 3 (鴨川市内浦字寄浦 1 番地に設置した標柱(第 3 標柱)) (注) 緯度経度は世界測地系
⑥ 白浜 (南房総市)	1 釣り船の休業日は毎月第 2 及び第 4 水曜日とする。 2 コマセ籠は L までとする。	⑬ 沿岸小型漁船 (鴨川市～御宿町)	キンメ場及び大高根への遊漁船の入漁禁止。ただし、大陸棚以浅(水深 225 メートル以浅)でのキンメダイ以外を目的とする釣りは除く。
⑦ 千倉 (南房総市)	1 休業日は、毎月第 2、第 4 水曜日及び元日とする。 2 操業時間は、日の出から日没までとする。 3 ヒラメ及びアコウダイを対象とした操業については、期間を 11 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。 4 利用客が次の大きさの魚類を採捕した場合は、必ず再放流させる。 (1)全長 20 センチメートル以下のマダイ (2)全長 22 センチメートル以下のキンメダイ (3)全長 30 センチメートル以下のヒラメ	⑭ 新勝浦 (勝浦市)	新勝浦市漁業協同組合川津支所地先海面のまき餌禁止区域におけるルアー釣船の操業は午前 8 時からとする。
		⑮ 御宿岩和田 (御宿町)	遊漁船の真潮根操業については、操業時間を午前 8 時 30 分から午前 11 時 30 分までとする。
		⑯ 夷隅東部 (いすみ市)	1 遊漁を営む日の出入港時間は原則として次のとおりとする。 (1) 出港時間 午前 4 時 (2) 入港時間 正午 ただし、午後の遊漁は午後 8 時までに入港するものとする。 2 休業日は、毎月第 1 及び第 3 月曜日とする。 3 イサキについては、4 月 1 日～9 月 30 日。午前 5 時～午前 11 時まで(午後は禁止)。イサキに限りアミのコマセを使用可。イワシ、サンマのミンチ、オキアミのまき餌は、漁業、遊漁とも禁止。 操業海区の制限は共同漁業権の範囲内。 4 ヒラメは 10 月 1 日～翌年 5 月 6 日。操業時間は午前 5 時 30 分～正午まで(10 月から 11 月末日まで)、午前 6 時～正午まで(12 月から翌年 5 月 6 日まで)。午後は禁止。操業海区の制限、禁漁区がある。 5 フグは 9 月 1 日～翌年 3 月 31 日及び 5 月 1 日～5 月 6 日。正午まで(午後は禁止)。尾数制限あり。 6 イカ、キンメダイは勝浦地区(千葉県沿岸小型漁船漁業協同組合)の規則に従う。(休業日は異なる) 7 5 月 7 日～9 月 30 日まで、生き餌釣りは、禁止とする。

〔お問い合わせ先〕 千葉県農林水産部水産局水産課漁業調整班 (043-223-3042)

銚子水産事務所(0479-22-8397) 館山水産事務所 (0470-22-5761)

勝浦水産事務所(0470-73-0108) 千葉海区漁業調整委員会 (043-223-3745)

詳細は、URL または QR コード®から千葉県ホームページをご確認ください。

「千葉県海面における遊漁のルールについて」 URL : <http://www.pref.chiba.lg.jp/suisan/makiesa.html>

※本推奨ルールに記載している「遊漁船」には、プレジャーボートも含まれます。



遊漁者等によるがざみ類の採捕の規制について

木更津市地先の干潟（地元漁協が管理する漁業権漁場）にがざみ類※の採捕を目的として多数の遊漁者が入り込み、漁業権管理に支障が生じていることや、資源保護上も懸念があることから、千葉海区漁業調整委員会指示による規制を行うこととします。

※ がざみ類：がざみ・たいわんがざみ・いしがに

1 背景

- 令和5年以降、主に9～11月の夜間の干潮時に木更津市地先の干潟（漁業権漁場）に入り込み、たも網等でがざみ類を採捕する外国人の遊漁者が急増。
- 地元漁協からは、以下理由により、遊漁者によるがざみ類の採捕規制が求められた。
 - ・夜間に大人数が無断で漁業権漁場に入るのは、漁場管理上の迷惑行為
 - ・漁獲対象とするがざみ類を多くの遊漁者が採捕するのは、資源への影響も懸念
- 遊漁者によるがざみ類の採捕は、漁業関係法令に抵触せず密漁には当たらないが、報道等でも大きく取り上げられるほど大きな問題となったため、県は令和6年度に地元漁協及び木更津市と連携して、遊漁者による採捕実態を調査した。

2 遊漁者によるがざみ類の採捕実態の調査結果（調査期間：令和6年8～12月）

- 遊漁者数は推定 740 人（1日最大約 50 人で、ほとんどが外国人）
- 採捕量は推定 0.45 トン（漁業者による年間漁獲量 2～4 トンの約 1～2 割に相当）

⇒多くの遊漁者が確認され、今後もこうした状況が継続して、漁業調整上も問題となるおそれがあることから、海区漁業調整委員会指示※による規制が必要と判断した。

※海区漁業調整委員会指示とは、漁場紛争の防止・解決や水産動植物の繁殖保護等のため、関係者に対し、採捕の制限等を行うことができる制度（漁業法第120条）

3 海区漁業調整委員会指示の概要

今回の事案は、漁業権漁場への多数の遊漁者の立入りにより生じていることから、その防止のため必要最小限の規制とし、遊漁者に対して過度な規制にならないよう留意。

（1）がざみ類の採捕の禁止

- 期間：令和7年9月1日
～11月30日
- 区域：共同漁業権共第2号
及び共第3号（右図）
- 時間：午後5時～翌午前5時

（2）適用除外

従前から営まれている漁業や試験研究は規制対象から除外。



図 禁止区域（点線枠内）



遊漁者の皆さんへ



**9月から11月まで夜間、
がざみ類の採捕は禁止です！**



がざみ



たいわんがざみ



写真：千葉県立中央博物館分館海の博物館

いしがに

この周辺海域では、千葉海区漁業調整委員会指示により、以下の期間及び時間帯にがざみ類3種を遊漁で採捕することはできません。

- ・ 対 象 がざみ、たいわんがざみ、いしがに
- ・ 禁 止 期 間 2025年9月1日から11月30日まで
- ・ 禁止時間帯 夜間（PM5：00～翌AM5：00）

〈お問い合わせ先〉

千葉海区漁業調整委員会事務局
千葉県農林水産部水産局水産課

043-223-3745
043-223-3042

詳細はこちら 

